

広島市水道局土木及び配管工事における建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

1 趣旨

本要領は、広島市水道局が発注する土木及び配管工事の建設現場において、受発注者の作業効率化を目的として行う建設現場の遠隔臨場の試行に必要な事項を定める。

2 用語の定義

遠隔臨場とは、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声を、Web会議システム等を利用して「段階確認」、「材料確認」、「立会」を行うものである。

3 試行対象

広島市水道局発注の土木及び配管工事を試行対象とし、受注者が希望する場合に遠隔臨場を実施できるものとする。

4 適用範囲

本要領は、遠隔臨場により、『水道工事共通仕様書』に定める「段階確認」、「材料確認」、「立会」を実施する場合に適用する。

5 実施方法

(1) 事前協議

受注者は、遠隔臨場を希望する場合、実施に先立ち、遠隔臨場の適用（遠隔臨場で確認する項目・内容）、実施時期、機器と仕様（使用する機種・Web会議システム等）、実施記録の方法等について、監督員と協議するものとする。

(2) 機器・通信状況の確認

受注者及び監督員は、遠隔臨場による現地確認等が支障なく適正に行えるよう、準備した機器及び双方向の通信状況について、事前に確認を行うものとする。

(3) 施工計画書への記載

受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書に遠隔臨場の適用（遠隔臨場で確認する項目・内容）、実施時期、機器と仕様（使用する機種・Web会議システム等）、実施記録の方法等を記載し、提出するものとする。

(4) 段階確認・材料確認・立会の実施

- ① 受注者は、動画撮影用のカメラにより、監督員に対して映像と音声の同時配信と双方向の通信を開始する。
- ② 受注者は、「工事名」・「工種」・「確認内容」・「測点」・「設計値」・「実測値」・「使用材料」等の必要な情報について、適宜黒板等を用いて表示する。
- ③ 記録にあたり、必要な情報を冒頭で読み上げ、監督員による実施項目の確認を得ること。
- ④ 終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督員による実施項目の確認を得ること。なお、監督員が必要な情報を得られなかったと判断した場合には、受注者にその旨を伝え、臨場により実施するものとする。

(5) 実施記録

受注者は、遠隔臨場の実施状況を静止画像（監督員の映像を含む通信中の画面キャプチャや実

施状況が分かる写真) で記録し、提出するものとする。(従来の立会資料の管理同様とする。)

6 遠隔臨場に使用する機器と仕様

遠隔臨場に使用するウェアラブルカメラ等の機器は、原則、受発注者それぞれが準備するものとする。ただし、発注者が使用する機器を受注者が準備することを妨げない。

また、利用するWeb会議システム等の仕様については、発注者が保有するインターネット通信が可能な端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際してインストール作業及び通信費以外の費用が新たに生じないものを受注者が選定し、事前に監督員の了承を得るものとする。なお、受注者において発注者が利用する機器を準備する場合は、この限りではない。

7 費用負担

本要領により遠隔臨場の試行を実施するにあたり、受注者が必要とする費用については、受注者の負担とする。

8 工事成績評定の取扱い

本要領に基づき遠隔臨場を行い、「工事における創意工夫等実施状況報告書」に実施内容について記載され提出された場合、工事成績評定の「創意工夫」「その他」において、加点するものとし、実施できない場合であっても減点評価しないものとする。

9 アンケート調査

受注者は、本要領に基づき遠隔臨場を行った場合、完成検査までに、別に定める受注者用のアンケート調査の回答(電子データ)を監督員に提出するものとする。

監督員は、発注者用・受注者用のアンケート調査の回答(電子データ)を技術管理課に提出するものとする。

10 留意事項

遠隔臨場の実施にあたり以下に留意すること。

- (1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- (2) 動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の使用中は、意識が対象物に集中し、足元への注意が薄れ事故につながる場合があるため、撮影しながらの移動には十分に留意すること。
また、作業員のプライバシーを侵害する音声が配信される場合があるため留意すること。
- (3) 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。
- (4) 受注者は、公的ではない建物の内部等見られることが予定されていない場所が映り込み、人物が映っている場合は、人物の特定ができないように留意すること。

11 その他

本要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

附 則

- 1 本要領は、令和4年10月1日から適用する。